

新型コロナウイルス感染症対策

フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

小学校・中学校等の一斉臨時休業や緊急事態措置に基づく休業により発生する学校給食向け及びこれに類する未利用の食品を有効活用するため、食品関連事業者等に対して、

- ①フードバンクに寄附する際の輸配送費、
 - ②再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費
- を支援します。

支援対象者

農林漁業者、食品関連事業者（製造・卸売・小売・外食）、都道府県・市町村、民間事業者など

支援対象となる未利用食品

以下の①又は②で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業等（※）により、未利用となったもの

- ① 学校給食で活用する予定であった食品
- ② ①に類する食品（仕向け先が特定されて生産・製造・販売・活用されるもの）

（※）外出自粛の要請、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、営業時間短縮の協力要請、適切な感染防止対策の協力要請（同様の趣旨で実施される協力依頼を含む）など、新型コロナウイルス感染症対策に伴う政府の方針に基づき実施された措置

支援の内容

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費（右図①）

【支援額（定額）】（注1）

- ・車両の庸車により行うもの
 - 常温流通 7,000円/t以内
 - 冷凍・冷蔵流通 8,400円/t以内
- ・小口配送便等により行うもの
 - 常温流通 70円/kg以内
 - 冷凍・冷蔵流通 130円/kg以内

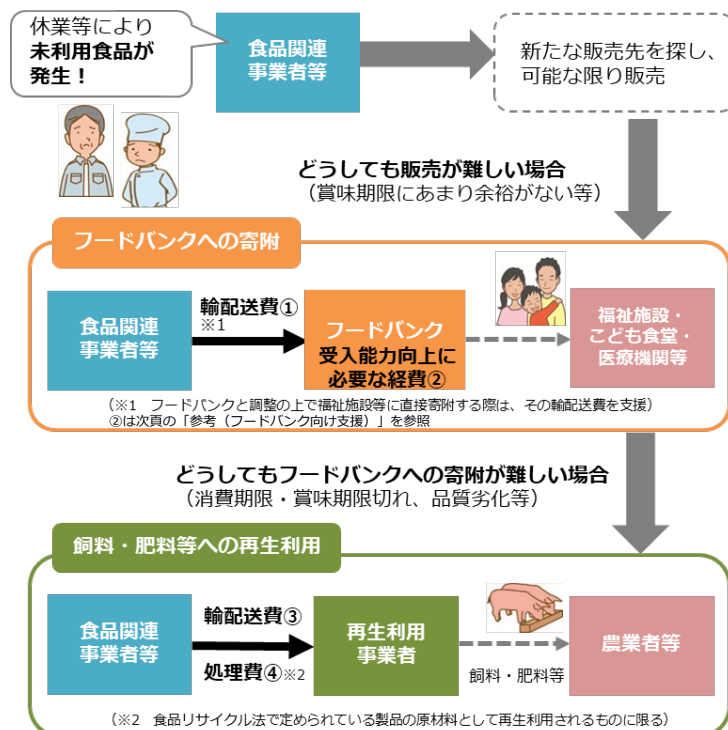
2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費(右図③)及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費(右図④)

【支援額（定額）】

輸配送費（注2）

- ・車両の庸車により行うもの 7,000円/t以内
- 再生利用に係る処理費（注3） 32円/kg以内



(注1) フードバンクへの輸配送費について
 ・①事業実施主体からフードバンクに輸配送する費用
 ・②フードバンクと調整した上で事業実施主体から需要地（福祉施設、こども食堂、医療機関等）に直接輸配送する費用が補助対象となります。
 ・事業実施主体が自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注2) 再生利用事業者への輸配送費について
 ・事業実施主体が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注3) 再生利用に係る処理費について
 ・事業実施主体が、自ら処理する場合は補助対象外です。



農林水産省



支援の要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業や緊急事態措置に基づく休業により**学校給食で活用する予定であった食品・食材又はこれに類する食品・食材**(※)が**未利用**となったものであること
(※) 仕向け先が特定されて生産・製造・販売・活用される予定であったもの。
- 令和2年4月1日(水)～12月31日(木)の間に、**有効活用**(フードバンクへの寄附、再生利用)を行うもの
注：募集期間により、補助対象期間は異なります。以下「募集期間」を参照してください。
- **対策ごとに次の要件を満たすもの**

1. フードバンク活用の促進対策

- (ア) 事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する取組であること。
- (イ) 需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

2. 再生利用の促進対策

- (ア) 事業実施主体が、未利用食品を再生利用事業者、飼料、肥料等製品の原材料として利用するために委託又は譲渡する取組であること。
- (イ) 需要の減少やこれに伴う取引先等からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路の確保やフードバンクへの寄附等食品としての活用が困難な未利用食品であること。

応募方法

- ①事業の募集要領・実施要綱・交付要綱、Q & A、記載例の内容を農林水産省ホームページで確認
- ②事業実施計画書を作成
(事業実施計画書は農林水産省ホームページにて取得できます)
- ③正1部、副1部を以下の問い合わせ先に提出
(原則として郵送又は宅配便。FAXや電子メールは不可)

- ・正1部、副1部ともに、押印が直接なされたものが必要です。
- ・事業実施計画書を郵送する場合、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法にしてください。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

募集期間

以下の3回の募集期間を設けます。募集期間毎に、申請可能な補助対象期間が異なります。

- ・第1回：5月29日(金)～7月31日(金) 17時必着【補助対象期間：令和2年4月1日～7月31日】
- ・第2回：8月3日(月)～9月30日(水) 17時必着【補助対象期間：令和2年4月1日～9月30日】
- ・第3回：10月1日(木)～12月28日(月) 17時必着【補助対象期間：令和2年4月1日～12月31日】

※応募のあったものから順次手続きを開始し、本対策の予算がなくなり次第、募集を終了します。

参考(フードバンク向け支援)

このほか、フードバンクの未利用食品の受入能力向上に必要な、以下の賃借料を支援します(実費定額)(前頁図②)

- (1)一時保管するための倉庫(常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等)、
- (2)運搬するためのハンドリフト、車両等(燃料を除く)、(3)在庫管理又は入出庫管理するための機器等(消耗品を除く)

問い合わせ先：〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課(北別館6階ドアNo.北610)
電話番号：03-3502-8111(内線：4319)
FAX：03-6738-6552

農林水産省：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html#foodbank

ホームページ ↑詳細はホームページで御確認ください。

こちらからもホームページを確認できます→



※このほか、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症に伴い食品関連事業者で発生する未利用食品に関する情報を集約し、全国のフードバンクに一斉に発信する取組を行っています。詳しくは、上記ホームページを御覧ください。